

大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書（案）

足立区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲、乙が令和〇年 〇月〇日付締結した「〇〇公園自動販売機の運営管理業務に関する協定書」（以下「運営管理業務に関する協定書」という。）に基づき設置した自動販売機（物件番号〇〇）について、乙の取扱商品である飲料（以下「本件商品」という。）の無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、水害等（以下「災害」という。）の発生により、甲が災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）に、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の職員、関係者及び来場者（以下「利用者」という。）の飲料の確保に関する協力体制を確立し、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時、甲が乙の協力を必要と判断した場合、本協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を提出することとする。

（協力内容）

第3条 災害時の協力内容は、次のとおりとする。ただし、ライフラインの停止や災害により自動販売機が正常に動作しない場合を除く。

（1） 甲の責務

- ア 乙が無償提供する本件商品を利用者に対し配布すること。
- イ その他、甲、乙協議のうえ必要とみとめたもの

（2） 乙の責務

- ア 本件施設に乙が設置した自動販売機内の在庫商品が無償提供すること。
- イ その他、甲、乙協議のうえ必要と認めたもの

2 乙は、前項に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等を甲に説明のうえ提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を施設管理者以外に扱わせてはならない。また、災害時以外にあつては、厳重に保管しなければならない。

（努力義務）

第4条 乙は、災害時に本協定の目的を達成するため、甲に可能な限り協力しなければならない。

（有効期限）

第5条 本協定は、運営管理業務に関する協定書の開始日から満了となる日又は解除され

た日までを有効期限とする。

(費用負担)

第6条 本協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、
甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

	所 在	東京都足立区中央本町一丁目17番1号
甲	名 称	足立区
	代表者	足立区長 近藤 弥生
	所 在	
乙	名 称	
	代表者	